

平成27年3月19日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、22都道府県の55人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 22都道府県55人

(北海道5、岩手県1、宮城県1、福島県1、茨城県1、群馬県1、栃木県1、千葉県2、東京都8、神奈川県5、新潟県1、石川県2、岐阜県1、愛知県2、大阪府9、兵庫県6、奈良県2、岡山県1、香川県1、長崎県2、熊本県1、宮崎県1)

数字は人数

※ 支払期限 平成27年3月27日